

大気汚染物質の測定項目等の検証方針（案）

1 社会情勢に応じた新たなモニタリングの方向性

- (1) モニタリング体制の整理
- (2) PM_{2.5} 及び光化学オキシダントにおける東京都の政策目標を達成するためのモニタリングの役割とその方途
- (3) その他

2 常時監視の検証

- (1) 現在データの確認
 - ア 環境基準達成率の推移
過去20年（1997年～2017年の一般局及び自排局*の推移）
 - イ 大気汚染濃度の推移
過去20年（1997年～2017年の一般局及び自排局*の推移）
- (2) 測定局配置状況の検証
事務処理基準に基づく測定局数の算定
・環境省から発出されている、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」に照らし合わせて、それぞれの測定項目について検証する。
- (3) 局地汚染の検証
湾岸部や、改善が見られない自排局（環七通り松原橋）等の局地的状況について検証する。
- (4) 地域代表性の検証
以下のとおりクラスター解析等を活用して検証する。
 - ・相関係数マトリクス
 - ・デンドログラム
 - ・地図上へのプロット 等
- (5) その他

* 一般局：一般環境大気測定局
自排局：自動車排出ガス測定局